

《量目不適正（不足）と過量について》

● 量目不適正（不足）：

計量法第12条～14条では、「特定商品」（政令で定める商品）の計量は「量目公差」（政令で定める誤差）を超えて不足しないように行わなくてはならないと規定されています。今回の検査では、これに違反していた商品を量目不適正商品と呼んでいます。再度の確認検査を実施した際に改善が確認されない場合には、勧告や公表等の法的措置を執ることがあります。

量目公差は、政令により下の表（一）～表（三）のように規定されています。

表（一）、（三）

表記量	量目公差
5 g (ml)以上 50 g (ml)以下	表記量の4%
50 g (ml)を超え 100 g (ml)以下	2 g (ml)
100 g (ml)を超え 500 g (ml)以下	表記量の2%
500 g (ml)を超え 1 kg (l)以下	10 g (ml)
1 kg (l)を超えたもの	表記量の1%

〈対象特定商品〉

肉、米、茶、菓子、調味料、飲料、穀類、牛乳および魚卵類（いくら、すじこ等）等

表（二）

表記量	量目公差
5 g以上 50 g以下	表記量の6%
50 gを超え 100 g以下	3 g
100 gを超え 500 g以下	表記量の3%
500 gを超え 1.5 kg以下	15 g
1.5 kgを超えたもの	表記量の1%

〈対象特定商品〉

魚、野菜、果物、調理食品（惣菜）、海藻および麺類等

注：特定商品は：①全国的に流通、②消費生活の関連物質、③販売・消費者相互に計量販売意識が強い、④現実にある程度計量販売が浸透していることを満たす29分類の商品を特定商品として政令で定めています。

● 過量および特定商品以外の計量：

計量法第10条では、商売等（取引・証明）で計量する際には「正確に計量する」ことを義務付けており、著しく不正確な計量については指導や勧告等の対象になります。これは、特定商品以外も対象となり、不足だけでなく過量についても適用されます。計量法では「正確に計量する」の具体的な範囲は明示されていませんが、全国の計量行政機関では次の表を基準として指導を行っています。

過量の基準

表記量	量目公差
5 g (ml)以上 50 g (ml)以下	5 g (ml)
50 g (ml)を超え 300 g (ml)以下	表記量の10%
300 g (ml)を超え 1 kg (l)以下	30 g (ml)
1 kg (l)を超えたもの	表記量の3%

特定商品以外の不足の基準

表記量	量目公差
5 g (ml)以上 50 g (ml)以下	表記量の8%
50 g (ml)を超え 100 g (ml)以下	4 g (ml)
100 g (ml)を超え 500 g (ml)以下	表記量の4%
500 g (ml)を超え 1 kg (l)以下	20 g (ml)
1 kg (l)を超えたもの	表記量の2%